

議案第26号

愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部改正について

愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和4年5月30日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、令和3年8月10日に出された人事院の国会及び
内閣に対する給与改定に関する勧告等に鑑み、議会の議員の期末手当を改定
することに伴い、改正する必要があるからである。

愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を改正する条例

愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成17年愛西市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月の期末手当の支給について、改正後の愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第6条第2項の規定の適用については、同項ただし書中「あるのは、」とあるのは「あるのは」と、「とする」とあるのは「と、愛西市職員の給与に関する条例及び愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年愛西市条例第 号）附則第2項第1号ア中「127.5分の15」とあるのは「167.5分の10」とする」とする。

（委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。